

Member Circular 6/2015

イラン制裁に関するサーキュラー

イラン核開発計画に関し合意するも、制裁緩和は当面なし

こちらは、英文記事「[Iran Sanctions Circular – Agreement on Iran’s nuclear programme but no immediate sanction relief](#)」（2015年7月）の和訳です。

メンバー各位

2015年7月14日、P5 プラス1（米国、英国、フランス、中国、ロシア、ドイツ）とイランは、制裁緩和と引き換えに、イランの核開発計画を専ら平和利用のためとすることで合意（包括的共同行動計画）（[Joint Comprehensive Plan of Action \[JCPOA\]](#)）に達しました

JCPOA はすべての当事国が承認することにより発効しますが、制裁が直ちに解除されるわけではありません。合意された措置をイランがJCPOA に従い実施していることを、国際原子力機関(International Atomic Energy Agency [IAEA]) が確認してはじめて、制裁緩和が開始されることとなります（この確認日が実施日となります）。

P5 プラス1 とイランは、延長されていた2013年11月24日付の共同行動計画(Joint Plan of Action [JPOA]) による制裁緩和を、さらに実施日以降まで延長することも2015年7月14日に決定しました。また、2015年7月14日付のEU理事会決定¹において、現在の緩和を2016年1月14日まで延長することが発表されました。イラン関連の制裁緩和としては、さらなる通知があるまで、このJPOAによる制裁緩和が唯一有効なものです。

米国財務省外国資産管理局（Office of Foreign Assets Control [OFAC]）は、イラン・イスラム共和国の核開発計画に関するJCPOAに関連して、声明²を発表しました。

イランとの取引に関心をお持ちのメンバーにおかれましては、取引契約を締結する前に、細心の注意を払って手続を進め、中立的な助言を継続的に求めていくことをお勧めします。

Gard では、引き続き現在の状況を見守り、さらなる進展があればお知らせいたします。

上記に関するご質問は、[Kjetil Eivindstad](#) (Chief Legal Counsel)、[Tore Svinøy](#) (Senior Lawyer, Group Legal)、または [Malin Petre Gustavi](#) (Lawyer, Group Legal) までお問い合わせください。

GARD AS



Rolf Thore Roppestad, CEO（最高経営責任者）

¹ [Council Decision \(CFSP\) 2015/1148 of 14 July 2015 amending Decision 2010/413/CFSP concerning restrictive measures against Iran](#)（英文）

² [Statement Relating to the July 14, 2015 Announcement of a Joint Comprehensive Plan of Action Regarding the Islamic Republic of Iran’s Nuclear Program](#)（英文）

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。